



慶応元年再興祇園臨時祭ドキュメント : 芸能に焦点を当てて

寺内, 直子

(Citation)

日本文化論年報, 15:15-43

(Issue Date)

2012-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003888>



慶応元年再興祇園臨時祭ドキュメントと芸能に焦点を当てて

寺内直子

はじめに

祇園臨時祭とは、平安時代初期から、京都四条・東山の祇園社（八坂神社）において行われた祭礼のことで、朝廷から勅祭が派遣され、天皇の安寧と国家の平和を祈念する格式の高い祭である。六月一四日の祇園会の翌日一五日に行われた。同様の臨時祭が、京都近辺の賀茂神社、清水八幡宮、北野天満宮などでも行われていた。祇園臨時祭は応仁の乱で途絶え、幕末の慶応元（一八六五）年六月、約四〇〇年ぶりに復興された。江戸幕府は、江戸時代を通じて、大嘗祭などのさまざまな朝儀の復興を支援したが、幕末には、公武合体の機運を背景に、朝廷の勅祭である北野臨時祭、賀茂臨時祭、祇園臨時祭などが復興されたのである。

この祭には、音楽・芸能的要素として、東遊、勅楽（唐楽と高麗楽）、神宴（御神楽）、および、献饌、撤饌のための奏楽（唐楽）が含まれる。いずれも今日「雅楽」と呼ばれる音楽・芸能ジャンルに分類され、このう

ち、東遊と御神楽は、少数の楽器伴奏による歌に舞がつく日本固有系の演目、一方、唐楽と高麗楽は大陸から伝わった多種類の楽器による器楽合奏音楽である。音楽、舞を担当したのは、朝廷から派遣された楽人であった。

祇園臨時祭をはじめとする諸々の復興臨時祭は、数年後に訪れる明治維新の激動期に臨み、再び大きな変化を余儀なくされる。具体的には東京遷都、それに伴う楽人の東上などによって宮廷楽人の参加が難しくなり、多くの場合、芸能が省略されたり、神官など神社の自前の人員による演技へと変化した。復興臨時祭の盛儀は、長らく途絶えていた古代・中世の儀礼、芸能を近代へと受け渡すいわば結節点として、幕末の動乱期に、一瞬の煌めきを放って、現出した。

これらの臨時祭や雅楽の演目の復興については、折にふれ、先行研究でも言及されるが（平出 一九四〇a、b、c、平出 一九五九a、b、c、d）、実際にどのようなに演じられたのかについては詳しい論証がない。本

稿は、この慶応元年再興の祇園臨時祭の有様を、近年、新たに発見された八坂神社の資料「祇園社務家日記」と、祭に参加した二人の楽人、辻近陳（つじ・ちかつら）（一八二五〜一八八五）と東儀文均（とうぎ・ふみなり）（一八一〜一八七三）の残した記録から再現し、合わせて、二人の楽人の記述の違いを、二人の当日の祭りへの関わり方（役割）と、楽人としての立場の違いから考察するものである。

一、江戸時代の楽人組織

臨時祭の具体的様相を見る前に、臨時祭で舞、音楽を演じた楽人について、当時の楽人組織を理解しておく必要がある。なぜなら、それぞれの役割は、伝統的に家柄によつて規定されており、その理解なくしては、辻近陳と東儀文均の記述の違いも理解できないからである。

雅楽の楽人は、平安時代、一〇世紀頃から、特定の楽器や舞などを世襲的に伝承する「楽家」と呼ばれる家が成立し、親から子など、血族の強いつながりの中で、技能を伝承してきた。京都の内裏や関係の寺社などに勤仕する「京都方」、奈良の興福寺、春日大社等を拠点とし

つつ、宮廷行事にも舞などで勤仕する「南都方」、大坂の四天王寺、住吉大社等に勤仕する「天王寺方」の三つの集団に大きく分けられ、それぞれ独自に活動してきた。それぞれの集団の中には、表一のように複数の家があり、担当楽器、舞を棲み分け、演奏、演技を行つて来たのである。南都方は平安時代から、左舞をもつて宮廷行事にも参加してきたが、天王寺方は中世までは原則として独立して活動した^一。

しかし、よく知られているように、応仁、文明の乱で、京都が戦場になり、多くの宮廷行事や、雅楽の種目のいくつかの伝承が断絶に追い込まれた。各家の伝承を守るべき当主の楽人も戦乱で命を落とし、その結果、京都方の笙の豊原家、箏の安倍家などの伝承が断絶の危機に瀕した。

中世末、この状況を憂えた正親町天皇（一五一七〜一五九三）の元龜年中（一五七〇年代）に、勅命により、京都の楽人組織の立て直しが図られた。続く後陽成天皇（一五七二〜一六一七）の時代にも、さらなる補充が計られた。この時、行われたのは、京都、奈良、大坂の地域を超えた伝承の継承である。具体的には、①奈良、大

坂の楽人を呼び寄せて京都の楽人とともに宮廷儀式で演奏させる、②途絶した京都の楽家を、奈良、大坂の楽人を養子として継がせる、③京都の特定の楽家だけで保存されてきた伝承を、血統が途絶えた時の保険に、他家にも伝承させる、などの方策がとられた(寺内 二〇一〇 a)。これにより、南都方と天王寺方については、京都在住の「在京」の家と、在地残留の「在南」「在天」の家の別が生じた。また、これを機に、江戸時代には、楽家相互の養子縁組がしばしば行われることとなった。養子縁組は、同一姓内の本家、分家間の場合もあるが、京都、奈良、大坂の地域を越える場合も少なくなかった。

江戸期の楽人組織の再編、伝承システム、系図等の研究には、平出久雄(平出 一九五七)、西山松之助(西山 一九八二)、南谷美保(南谷 一九九〇、一九九七、二〇〇六)らの、論考がある。筆者も別稿でこれらの家、流派と音楽伝承の実態の問題を論じたことがある(寺内 二〇一〇 b)。詳しくはそれらを参照されたい。このような一子相伝とほど遠い状態で、「家の芸」が実態として、どのくらい強固に守られて来たのかは疑問が残るところであるが、いずれにしても、京都市、南都

方、天王寺方の「三方」の区別は江戸時代を通じて「理念」としては「確固」として存在し続けた。「三方」の区別はまた、南谷が指摘するように(南谷 一九九七)、禁裏御用(朝廷からの庇護)と幕府からの扶持という制度の中で、楽人としての評価と上演権や受給できる金額の枠組みにおいて重要な機能を担っており、むしろ、芸術上の問題よりも経済的に重要な意味を持っていたと考えることもできる。

さて、以上の記述は、地下楽人、すなわち、宮廷の位階(一〜七位)の中では四位〜六位で、昇殿が許されない地下官人の身分に属する楽人の組織に関するものである。宮廷の音楽、芸能に携わる貴族として、地下楽人のほか、殿上(堂上)、すなわち昇殿が許された高位の階層の音楽家がいる。後に登場する綾小路、持明院、あるいはそれらの家から分かれた殿上の家々では、主に、神楽歌、催馬楽、朗詠、歌披露(和歌の朗唱)などの歌ものを伝承し、御神楽の儀などで、歌唱を行った。

なお、地下楽人からの要求の受け付け、朝廷、幕府から楽人への、各種行事への参勤命令伝達、楽人間のもめごとの仲裁等を行う家として、四辻家があった。四辻

は、藤原北家閑院流、西園寺家の分かれの室町家のことで、箏、和琴などを家の芸として伝承してきた。近陳や文均の日記にもしばしば登場する。

表一 江戸時代までの楽人の専門

京都方	多[おおの]	右舞、神楽歌、笛
	大神[おおが](山井[やまのい])	笛
	豊原[とよはら](豊[ぶんの])	箏
	安倍[あべ]	箏、箏
南都方	狛[こま]	
	上[うえ]、辻[つじ]	左舞
	上、芝[しば]、奥[おく]	笛
	瀧、久保[くぼ]	箏、箏
	辻、東[ひがし]	箏
	大神[おおが]	
	中[なか]、喜多[きた]	右舞、箏
	乾[いぬい]、西京[にしきょう]	右舞、笛
	井上[いのうえ]、新[しん]	右舞、笛
	玉手[たまて]	
藤井[ふじい]、後藤[ごとう]	打物、右舞	
天王寺方	秦[はた](太秦[うずまさ])	
	藪[その]	箏、左舞、右舞
	林[はやし]	箏、右舞
	東儀[とうぎ]	箏、右舞、左舞、笛
	岡[おか]	笛、左舞

二、資料について

本稿で用いる資料は、祇園社に所蔵される「祇園社務家日記」、南都方の楽人・辻近陳が表した「楽所録」中の「祇園社臨時祭之記」、および、天王寺方の楽人・東儀文均が残した「楽所日記」である。

「祇園社務家日記」は、一九九四年に京都の八坂神社で新たに発見された史料で、祇園臨時祭が再興された元治二年(四月に「慶応」に改元された)一年間の社務記録である。皇學館大学のグループが翻刻を行ったものが雑誌『神道史研究』に掲載されており(伴 二〇〇二)、本稿ではこれを参照した。

辻近陳(一八二五〜一八八五)は、南都方、狛氏の中の辻家の楽人・辻近信の子である。この家系は、後陽成天皇の時に京都に召された辻近弘(一五七〇〜一六三五)を先祖に持つ、南都方でありながら京都に住む「在京南都方」である。近陳は当時四一歳、左舞と箏を専門とし、この頃、四辻家との取り次ぎ等、南都方での事務一般を取り仕切っていた。「楽所録」は狛氏の中の辻家が代々書き綴って来た雑多な資料の総称であり、現在、天明八(一七八八)年以降、明治二(一八六九)年まで

の記録、一〇一冊が国会図書館に架蔵されている。内訳は、「官位次第諸参状小折紙等」「諸願書并雜記」等の記録、辻近徳（一七五九〜一八一九）から近陳に至る辻家代々の日記、各楽家の家系図、関東日光山、春日大社、祇園社、北野社などの祭祀記録、「官位次第」（安政四〜明治二年の楽人の官位）などから成っている。本稿で用いるのは、第一〇〇冊の「祇園社臨時祭之記」である（以下、「近陳記」と略す）。近陳は慶応元年度臨時祭では、東遊の舞人として奉仕している。

一方、東儀文均（一八一〜一八七三）は、在京・天王寺方の楽人である。もとは南都方の芝葛起（一七七〇〜一八一七）の子として生まれたが、幼少の折、在京天王寺方本家の東儀文暉の養子となった。文暉に実子・文静（一八二四〜一八七一）が生まれ、在京天王寺方の分家・東儀文信の養子となったが、文静とは兄弟同様に生涯にわたり親しく交流した。文均は当時五五歳、専門は筆筈である。この臨時祭には、勅楽の演奏者として加わっているほか、「衣文方」として仲間の装束の着付けを手伝っている。「樂所日記」は、文均が天保一五年から明治二年にかけて、日々の生活や行事について詳細に

綴った日記で、三七冊にのぼる（以下、「文均日記」と略す）。こちらも国会図書館に収蔵されている。本稿で論じる慶応元年の再興祇園臨時祭の様子は第二二冊、第二三冊、五月から六月の記録に散見される。

なお、楽人の名前、系統、身分等については、平出久雄編『日本雅楽相承系譜』（平出 一九五七）、『地下家伝』（『日本古典全集』所収、正宗 一九三七／一九七八）、辻家「樂所録」第九五冊「官位次第」^二を参照した。

三、慶応元年再興臨時祭の次第

慶応元年の再興臨時祭は六月二二日に行われた。臨時祭の当日の次第概略は左の通である。

関係者が未明に御所に参集し、徹夜で準備にあたる。明け方から清涼殿東庭で、天皇の身体を浄める儀式や、祇園社で読み上げる宣命の文言を決定し、文書を使者に託す儀式などが行われる。祇園社へは、宣命を届ける近衛使や東遊の舞人、陪従その他の従者が壮麗な行列を作り、御所から移動する。行列は午前八時頃に御所の建春門を出発し、御前一〇時頃に祇園社頭に到着する。その

後、社頭之儀を行う。社頭之儀には、神事と東遊、馳馬（東遊舞人が乗馬）、勅樂がある。さらに夕方から「神宴」すなわち御神楽を行う。御神楽が終了するのは亥刻、すなわち、夜の一〇時頃である。言うまでもなく、当日に先立ち、さまざまな準備が行われている。

次に、音楽、舞に関わる手順に焦点を当てて、順を追って観察する。全体の進行を表二（文末）に整理したので、適宜参照しながら本文を読んでいただきたい。

三・一 事前準備

まず、「祇園社務家日記」によると、左に示すごとく、四月に執奏家（武家傳奏・広橋家）へ、臨時祭の再興を願ひ出ている。

四月廿日条

一、執 奏家江臨時祭再願書差出、左之通

奉再願口上書

一、当今御復古之時節二而、諸社臨時祭被為行候二付、

当社之儀も臨時祭御再興之儀、先達而奉願上置候

儀ニ御座候。然ル処、最早六月例祭ニも近寄、且者、

過日不存寄境内町とも焼失仕、神慮之程も如何哉と奉恐入存候。殊ニ土地も自然と淋敷趣旁、何卒早と、右願候通、被為 仰付被下候様、御取斗之程、偏宜奉願上候、以上。

慶応元年丑四月 祇園社務執 法壽院

速水修理亮殿

河端右馬権助殿

ここで興味深いのは、「当今御復古之時節二而、諸社臨時祭被為行候」、すなわち、当今はさまざまな神社で臨時祭が復古されている、という部分で、これは、文化一〇（一八一三）年の石清水八幡臨時祭、賀茂臨時祭の再興、文久四（元治元（一八六四）年一月の北野臨時祭再興などを指していると考えられる。このような復古の動きに乗じて祇園社でも臨時祭を復活したい、という願望が示されている。「先達而奉願上置候」とあるので、すでに以前に申し入れをしており、重ねての要請であると思われる。「過日不存寄境内町とも焼失仕」というくだりは、前年、元治元（一八六四）年の、蛤御門の変で京都市中の広範囲が焼亡したことを指していると思われる

この願に対して、執奏家からの返事が来たのは五月廿二日で、六月廿二日の卯刻に開始するように、との「治定」が通達された。これを受け、祇園社は、五月二十八日に祇園社南側の石鳥居と西門に「来六月廿二日 勅祭臨時祭御再興」の札を建て、広く市中に再興を告知し、種々の準備を朝廷、幕府と相談しながら進めていく。

さて、楽人への再興臨時祭への参勤要請は、楽奉行の四辻殿を通して行われた。近陳記、五月廿八日条には、四辻殿からのお達しとして「祇園社臨時祭御再興被仰付舞人六人参勤。惣而 北野臨時祭順例。陪従、笛、箏、篳篥ハ今年ハ京方」とあり、前年十一月に再興された北野天満宮の臨時祭と同様の舞人六人を用意するよう、仰せ付けがあつたことがわかる。

さらに、その後、「當年御再興ニ付上臈ヨリ参勤」と記してあり、舞人は、比較的臈次の高い者から選ばれていることがわかる。結果として、五月廿九日条には、左のような交名（名簿）が四辻殿に提出された旨が記されている。日記には官位と名前しか記されていないので、（ ）内に、家と年齢（数え）を補った。

舞人

正五位下右近衛将監近陳（辻、在京、四一歳）
 正五位下左近衛将監行業（辻、在京、四一歳）
 正五位下右近衛将監葛忠（芝、在南、五四歳）
 従五位下右近衛将監高範（辻、在京、二九歳）
 従五位下左近衛将監高節（辻、在京、二五歳）
 従五位下右近衛将監近頭（漣、在京、二一歳）

全員、南都方の狛氏であるが、在京の者と在南の者がいる。狛氏は、内裏等の行事に奉仕する時は主に左舞、東遊等を担った。

また、舞を伴奏する演奏者Ⅱ陪従の顔ぶれは左の通りである。

陪従
 笛 従四位下 伊予守 景典（大神、五五歳）
 箏 従四位下 修理権亮 季資（安倍、五三歳）
 歌 従四位下 摂津守 忠壽（多、四八歳）
 和琴 正六位下 左近衛将曹 久随（多、一六歳）
 御琴持正五位下 左近衛将監 節文（多、四〇歳）

御琴持正五位下 右近衛將監 久腆（多、三九歳）
人長 従五位上 左近衛將曹 忠功（多、二四歳）

「近陳記」に「陪従、笛、箏、箏ハ今年ハ京方」とあり、全員京都方である^四。多家は、御神樂の神樂歌、和琴、人長、右舞、安倍家は箏（場合によっては人長も）、大神家は笛を家の伝統として伝えて来た。「文均日記」にはこのほか、別勅、殿上の陪従として、高野保建、綾小路有良の名前が見える。両者とも、藤原北家中御門流の持明院家から分かれた家柄で、神樂歌、催馬樂等の郢曲を伝承する。

一方、「文均日記」によると、勅樂演奏の相談が文均に來たのは閏五月九日の書状によつてである。書状の差出人は、すでに陪従としての参加が決まっている京都方の安倍季資（一一一三〜一一六八）と大神景典（一一八一〜一一八六七）で、宛先は天王寺方の近江守（東儀文均）と南都方の備中守（漣光張）となつてゐる。勅樂は後述するように、実際の人数はもつと多いが、この時点では、「三方九人、方と三人宛」の人数が想定されてゐた。文均は、自分と岡昌長、東儀文靜の三名が天王寺方

から參勤することを山井景典に申し入れてゐる。

さらに、「文均日記」によると、四辻殿からのお達しを受けた多忠惟（美作守）と漣光張（備中守）が六月四日に文均のもとを訪れ、勅樂のための樂器等の官庫からの出納（借り出しと返却）の日程を合議で決め、四辻殿に言上してゐる。この樂器の借り主は正式には樂人ではなく祇園社であるため、同日の「祇園社務家日記」には、祇園社から執奏家（広橋殿）に官位申請の使いの者^五が參上した折に、「來る六月十七日に樂器所から樂器を貸し出すので、受取書と人足六人を連れて來るよう」^六とのお達しが下されたことが記されてゐる。

続いて、「近陳記」の六月十七日条によると、この日は「装束出」の日で、近陳は辰刻（午前八時頃）に官庫に出勤してゐる。舞などの特別な装束は官庫でまとめて保有しており、行事の都度、樂人、舞人は官庫から借り出し、行事で着用したようである。従つて、儀式が終了後には、かならず官庫に「装束納」、つまり返却をしてゐる。近陳は、舞人代表として六着借り受け、舞人に分配してゐる。

一方、「文均日記」にも、この日、東遊の舞人、陪従、

御神楽の召人（演奏者）、勅楽の楽人らが官庫に出動した様子が記されている。文均はこのとき勅楽、すなわち、唐楽、高麗楽の演奏が担当なので、一鼓、鉦鼓、荷太鼓などの楽器を官庫から取り出し、四辻家の諸大夫八田氏に渡している。なお、八田氏はその場で、執奏御使（「祇園社務家日記」によれば、実際には祇園社からの使者・上田遠江介）に預けている。上田は、これを遡る六月四日に執奏家から指示された通り、十七日に人足六人を連れ、油単紙二枚と大風呂敷一枚を持参し、楽器を受け取っている。

翌、六月十八日は、「近陳記」によると、午後、近陳宅で東遊の舞の練習が行われた。一方、「文均日記」によると、大神景典宅では、午前中に勅楽と献饌、撤饌時の奏楽の練習が行われた。勅楽と献饌、撤饌の奉仕者は、「文均日記」によれば、

音頭則賢宿禰 一鼓文均宿禰 忠誠朝臣
太鼓昌長 左音頭真節 右音頭文静 左音頭光張 忠克
久康 季節 忠古 右音頭景順 鉦鼓季員 廣継
廣胖 楽頭 景典 季資

であった。これを楽器別に整理すると、次のようになる。^七

楽頭 大神景典（京）、安倍季資（京）

笙 音頭…辻則賢（南）、菌廣継（天）、林廣胖（天）

箏 左方音頭…澹光張（南）、右方音頭…東儀文静

（天）、多久康（京）、安倍季節（京）

笛 左方音頭…上真節（南）、右方音頭…大神景順

（京）、多忠克（京）、多忠古（京）

一鼓 東儀文均（天）、多忠誠（京）

太鼓 岡昌長（天）

鉦鼓 安倍季員（京）

六月十九日は、近陳、文均ともにかなり忙しい。まず、近陳は、寅刻（午前四時頃）に四辻殿へ、祭礼当日に引き回す馬（六頭）を借りに行き、その足で各舞人宅に届けている。そのあと、卯刻（六時頃）に自宅を出て、祇園社東梅坊に行っている。舞人、陪従、都合十三人がそろい、「内見」つまり、会場の下見をしている。内見に行つたのは文均も同様で卯刻（六時頃）、多忠克

を誘って祇園社に向かった。勅楽担当者のうち、辻則賢、東儀文均、多忠克、大神景順、安倍季員、林廣胖の六名が出勤し、辰刻（八時頃）から巳刻（一〇時頃）まで内見をした。内見後、祇園社から菓子（水仙粽）が一五個配られ、六人で山分けした様子が記されている。なお、「祇園社務家日記」（六月十九日条）によると、参加者の当日の控え室・休息所は、左の通りになっている。現在は失われている、神仏習合時代の多数の塔頭、子院の名が記されている。

傳奏	奉行	三催	法壽院
舞人	陪従	人長	東梅坊
勅使	別勅陪従	曲所	本願
召人	勅楽二人		宝光院
諸司			竹坊
列奉行	同下役		新坊

「近陳記」によると、六月二十日は舞人、陪従一同が朝飯後、綾小路家に参上し、東遊の拍子合わせ、つまり、歌・楽器・舞の総合稽古が行われた。

以上が、臨時祭前に行われた、音楽、舞に関連する重要な準備作業である。

三・二 祇園臨時祭当日

(一) 内裏の儀式

当日、近陳は東遊の舞人、文均は勅楽の演奏者として勤仕したため、二人の行動はかなり異なる。まず、近陳は、寅刻（午前四時頃）に、承明門（内裏、南庭の南門）から進入し、承明門から続く西の廻廊へ参集し、出席届けを出した後、非藏人口へ移動する。往時の臨時祭では、使、舞人、陪従らに、右近の陣（校書殿Ⅱ弓場殿、弓場代）で膳がふるまわれたが、今次は省略されている。一方、文均は丑刻に起きて、陪従として参加する安倍季資の装束着付けを手伝いに行き、さらに山井景典宅へも着付けを手伝いに行っている。

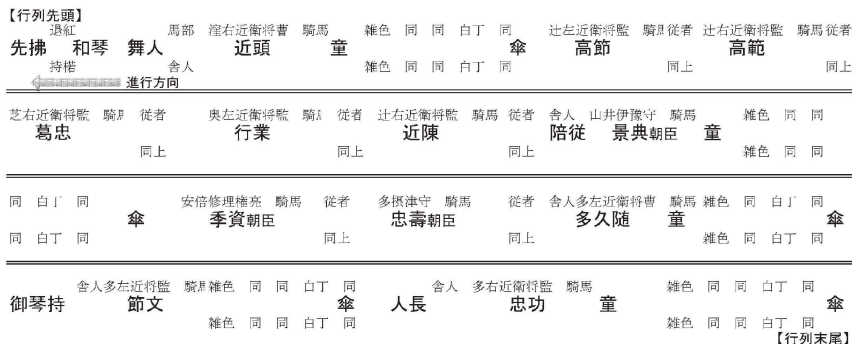
所定の時刻（「祇園社家日記」では卯半刻）に、天皇が黄櫨袍で清涼殿の広廂に出御になり、宮主（宮廷の神事を掌る職員）が長橋（紫宸殿と清涼殿をつなぐ渡り廊下）から藏人を通して天皇に大麻を献じ、天皇がこれ体を撫で、息を吹きかけて、汚れをはらう。勅使も、宮

主から祓いを受け、退出する。このとき、仙華門（長橋の南下）付近の陪従が、物音を発する（東遊の一部を歌う）。舞人、陪従はこの後、南庭の西に建つ弓場代に移動する。清涼殿では引き続き、勅使が奉幣を捧げ、天皇が異、すなわち南東の祇園社の方向に拝礼をする。天皇が入御になった後、藏人、内記、職事らが、天皇の宣命の草案を清書するなどする。次に勅使以下一同は、南庭を経て、東側の日華門、敷政門を出て、内裏の中の所定のルートを通り、堀町御門から市中に出て、祇園社に向かう。

(二) 行列

内裏から社頭へは、勅使、舞人、陪従らが華やかな行列を作って歩いてゆく。慶応元年六月廿二日は、あいにくの雨で（「文均日記」では、「時々強雨、或晴」、「祇園社務家日記」では「終日強雨之事」）、行列には少々つらい天候であった。舞人、陪従らは、白丁、雑色などを従えた騎馬であった（図一）。

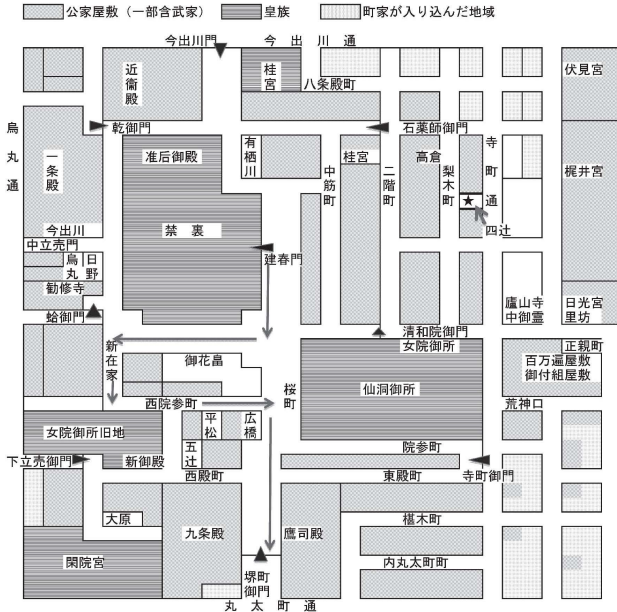
図一 行列の構成



社頭へのルートは、内裏東の建春門から南門（建礼門）の前を通り、新在家を南下、西院参町を東行、桜町を南下と、内裏の公家屋敷町を廻り、堺町御門から市中へ出た^八（図二）。堺町御門を出た一行は、堺町通を三条まで南下、三条通を東へ進み、三条大橋を渡ったところで川沿いの縄手通を南下し、四条通を東進、祇園社西楼門で南に折れ（八軒町）、神幸路で左折・東進し、祇園社南の正門、石鳥居に至る（図三）。早足で歩けば一時間程度の距離だが、二時間程度かけて歩いている。「社務家日記」には、行列の各所通過時刻の目安が書かれている。「文均日記」でも、行列は「辰剋下進発、巳剋社頭着」と記されている。

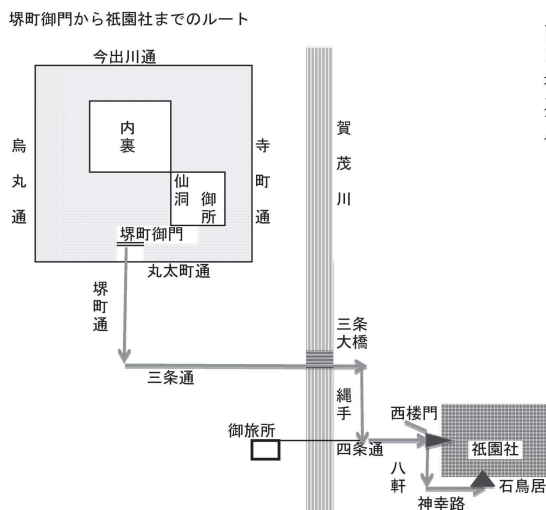
- 一番 御所御式始り、 注連 卯半刻^九（午前六時）
- 二番 同 御式済 同 同下刻（午前六時半）
- 三番 御列堺町御門御出 同 辰之刻（午前七時頃）
- 四番 同 三条寺町 同 辰半刻前（午前八時前）
- 五番 同 縄手三条 同 同刻（午前八時頃）

（『再刻 内裏図』天保8=1837をもとに作成）



図二 御所内行列ルート

図三 市中行列ルート



(三) 社頭之儀

内裏で天皇と臣下らが一連の儀式を執り行っていた頃、祇園社でも行事が始まっている。「社務家日記」によると、当日卯刻に、執奏との取次役、神饌楽人（八人）等、各役の者が社頭に出勤、卯上刻に、社頭でも儀式が始まり、奏楽の伴奏によって、神饌が供えられた。

「文均日記」によると、この時の奏楽は、多忠誠、岡昌長、上真節、東儀文静、多久康、安倍季節、多忠古、藪廣継の八名であった。文均自身は辰刻（八時頃）に社頭下陣、宝光院へ出勤している。

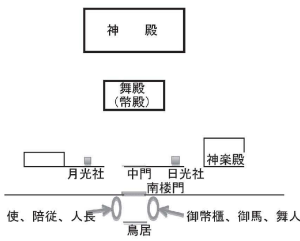
巳刻（一〇時）頃、内裏からの行列が到着し、南鳥居の外で皆下馬する。まず、石鳥居の内に東西二列に列立し（図四）、順次、南中門^{一〇}の中に参進して行く。天皇からの官幣の入った櫃は、北庭中央の舞殿上に置かれる。ただし、和琴や馬を引いている舞人は中門の外で待機する（図五）。次に、陪従、人長らも中門内に入り、舞殿の巽（南東）の庭に立ち並ぶ。次に、櫃から取り出された御幣と天皇の宣命が祠官に手渡され、神殿に供えられる（図六）。次に、馬を率いた舞人が中門内に参入し、東遊の（一歌）と（二歌）を伴奏に、本殿前の庭を三回廻る（図七）。次に、舞人は毎殿南西の庭上に東上北面、陪従は南東の庭上に北上西面に列立し、舞人は順次舞殿に上がって、（駿河舞）と（求子舞）を舞う（図八）。

東遊が終わると、南門外の馬場で、舞人がさきほどの馬に乗馬し、走らせる儀式がある。「至南向北、令馳御

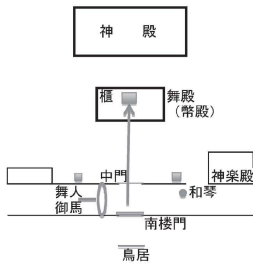
馬」とあるので、おそらく、石鳥居前の下河原通を南下したところを出発点にし、鳥居前まで馬を走らせたものと思われる。馳馬の後は休憩となり、銘々割り当てられた場所であればし休息をとった。

休憩後、勅楽として〈萬歳楽〉〈延喜楽〉〈賀殿〉〈地久〉の四曲が演奏された。唐楽と高麗楽から祝儀の演目が二曲ずつ選ばれている。具体的な場所は示されていないが、勅楽は、本殿前の庭上のいずれかの場所で立奏されたものと思われる^{二二}。「文均日記」によると、勅楽は未刻（一四時頃）に終了し、その後文均は早々と退出し、申刻頃に帰宅している。

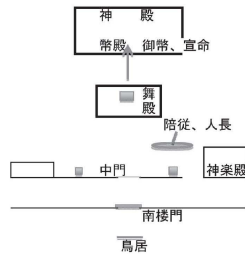
図四 社頭の儀・列立



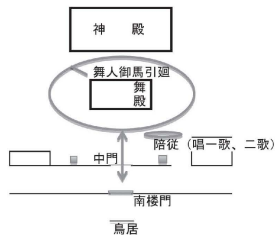
図五 社頭の儀・参進



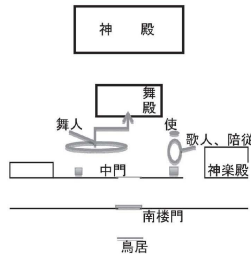
図六 御幣、宣命



図七 御馬引廻し



図八 東遊・舞



文均が家に着いた頃、祇園社では、庭療が焚かれ、御神楽の準備が整えられていた。御神楽は、神前の庭上に、神殿に向かって左側に本方、右側に末方の二方の座を向かい合わせに設営し、本と末が交互に十数曲の神楽

歌を歌っていく芸能である。伴奏には、神楽笛、箏、和琴、笏拍子を用いる。人長は、全体の進行を掌る役で、「早韓神」と「其駒」の時に舞を舞う。「文均日記」によると、多久頭、多忠惟、多忠以、多忠愛、東儀（安倍）季熙、山井基量らが地下召人として奉仕し、人長は多忠功であった。

「近陳記」には御神楽の曲目に関する語として、「縫合」「庭療」「神宴」「星曲」「其駒」などが見える。御神楽は、現在でも宮中と特定の神社だけで行われているが、いずれも非公開で、細かい手順等は不明な点が多い。蒲生美津子の報告によると、御神楽では、まず、導入部分として、掃部寮が軾（ひざつき）というわらで編んだ丸い敷物を置き、人長が進み出てそれを蹴って本方に立ち、笛の者を召す。笛奏者は、軾まで進み出て「庭療」を独奏し、本方の座に着く。次に、人長が軾を蹴り、今度は末方に立って、箏、箏奏者を召す。箏は、同様に軾のところで「庭療」を独奏し、末方の座に着く。和琴も同様に「庭療」を独奏する。この後、笛と箏による「縫合」が演奏され、さらに、「庭療」の歌がある（蒲生 一九八九）。「近陳記」の「次人長召笛、箏、

和琴等。訖、着本末座。有縫合。歌人唱庭火。訖、着本末座。」という記述は、「庭療」の部分の一連の進行を示したものと考えられる。

軾が撤収された後、御神楽では通常「採物」と「催馬さいば楽曲らぶり」と呼ばれる中心部分に入る。前者には「榊」（神）、後者には「薦枕」（篠波）（千歳）（早歌）等が含まれる^{一三}。これら個別の曲名の表記は「近陳記」には見られず、「神宴」とだけ記されているが、この日の御神楽が申刻から始まり、最後の撤収が亥刻頃であることを考えると、これらの曲が省略せずに演じられたと考えられる。「催馬楽曲」のあとは「星」と呼ばれる部分が続き、ここには「吉々利々」（得銭子）（木綿作）（朝倉）（其駒）などが含まれる。「神宴」と同様に、「近陳記」では単に「星曲」と記されているだけだが、実際は星の諸曲が演じられたものと考えられる。「其駒」は御神楽の最後の曲である。

御神楽の後、供えた神饌を撤収する。このとき、奏楽がある。「文均日記」によれば、撤収の奏楽は、光張、景順、季員、廣胖のみが出勤し、真節、季節、忠古、廣継は不参であった。

未明から始まった祇園臨時祭は、あいにくの天候であつたが、かくして、亥刻頃、無事終了したのである。

四、近陳記と文均日記の内容の違い

さて、表二に示した通り、近陳と文均の記述内容は、重なる部分もあるが、かなり異なっている。「近陳記」は、祇園臨時祭に関わる記録をまとめたもの、一方、文均日記は日常のさまざまなできごとを記録する日記、という資料の根本的な性質の違いもあるが、両者の記述内容が異なるのは、基本的には、各々が、自らが参加する儀式の部分について重点的に記述しているからである。たとえば、内裏、清涼殿の儀式、内裏から祇園社までの華やかな行列の次第、祇園社頭での東遊の隊列、各役人の位置の記述などは、舞人としてこれらの部分に参加している近陳の記録には詳しいが、文均日記には記されていない。逆に、献饌、撤饌時の奏楽については、勅楽の奏楽を担当している文均の日記には楽人名まで細かく記されているが、「近陳記」にはない。自分が直接的に関わる部分に強い関心を払い、記録に残すことの背景には、このような役柄分担が家と結びつき、子孫に伝承を

残すことが家の存続と深く関わっていることがある。このことは同時に、他家の領域をみだりに侵害してはならないということも意味している。

ここでもう一度、祇園臨時祭における近陳と文均の立場を確認しておこう。辻家は、南都伯氏の一流で、南都では、上、辻、芝、漣（久保）、東などの諸家が楽器や舞を分担して、春日大社や興福寺などの行事に勤仕する一方、平安時代から舞をもつて宮廷の諸行事にも奉仕してきた。辻家は、前述した通り、応仁の乱で崩壊した京都の楽壇を立て直すために後陽成天皇の時に京都に召された辻近弘を先祖に持ち、以来京都に住んで来た一族である。近陳ら南都の舞人が勤める東遊^四は、神社の社頭で演じられる歌舞として、古来より重要な役割をはたして来た演目である。加えて、祇園臨時祭の場合、舞人は御所から祇園社までの天皇の使者の騎馬行列の重要な構成要素を成している。幕末の復興臨時祭という脈絡で考えると、この行列は、復興した天皇の権威そのものの視覚的なディスプレイと解釈でき、その重要な部分を勤める舞人は、この行事の中で、もつとも晴れやかで名譽な役柄の一つと意味付けることができよう。

一方、東儀家は、藺、林、岡家とならぶ天王寺方の秦氏の分家の一つである。天王寺方は中世までは独立して活動し、正親町天皇の御代以降、一部の家が京都に移住し活動してきた。文均の家は、正親町天皇の時に京都に召された東儀兼秋（一五六五〜一六四四）の流れから分家した家柄である。宮廷行事では、もっぱら唐楽や高麗楽の筆楽の演奏、もしくは右舞の舞人として奉仕している。東儀家には、唐楽、高麗楽より一段格式が高い御神楽で筆楽を演奏できる家系があったが、この家は演奏時には京都方の安倍氏の一族として安倍姓を名乗った（安倍姓東儀家）。文均自身は、三方及第（樂人の技量認定試験）において優れた成績をとり、また、四辻家との交渉や所領の管理など事務的にも手腕を発揮した人物であったが、家格としては、在京東儀家の分家として、舞樂や神饌樂の筆楽奏者、もしくは右舞人として奉仕する家柄であった。

さて、文均には、自分のあとを継ぐ文言（一八四七〜一八七七）という息子の他に、直温（一八五〇〜一九〇〇）という息子があつた。直温は、文均の実家・南都芝家の芝葛元を継いたが、芝家養子となつた後も、文均、

文言らと同居していた。慶応元（一八六五）年一月、南都の春日祭に、祇園社と同様の勅使、舞人、陪従が派遣された時、直温が南都芝家として東遊の舞を舞うことになった。この時、文均は直温の装束、行列の構成などこと細かに日記に記している。芝家出身でありながら、東儀家の者として自身では舞うことがない東遊の舞の役を、息子・直温が仰せつかり、文均としては感激ひとしおであつたに違いない。日記には家族一同、親戚まで巻き込んで、喜びいさんで支度を整えている様子が描かれており、微笑ましい^{一五}。文均自身はこの春日祭に、奏樂等で奉仕したわけではなかったが、文言とともに、直温の後見として南都まで同行し、準備や道中のことを細かく記している。祇園社と比べると奈良の春日大社までは道程が長く、舞人・陪従各人につき人足が二五人もつく、という大掛かりな道中であつた。御所からの行列は、祇園臨時祭と同様のルートをとり、三条大橋を渡つたあたりで解散となり、装束も着替え、三々五々、南都に向かつたようである。この人足二五人は、あらかじめ各舞人・陪従の自宅もしくは宿所に差し向けられるが、「近陳記」にはその場所が細かく記されている。このこ

とにより、結果として幕末の楽人の住居がかなり判明する（後述、付記参照）。

このように、一つの行事の中で細かい分業体制ができあがっており、原則的に、それらの業務は、家や身分と密接に関係していた。であるからこそ、各家は自らが受け持つ儀式次第や芸能の上演の内容を子孫に残すべく、細かく筆に留めたのである。これらの記録は芸能に特化した一種の有職故実書であり、このような記録を残すことこそが、自らの家の存在意義を保証する行為として、彼らにとっては大きな意味を持っていた。そして後世に生きる私たちもまた、このような記録の大きな恩恵のもと、幕末の神社祭儀と雅楽の実態を生き生きと再現することができるのである。

付記 幕末楽人地図

筆者は、以前、中世の争乱が終わり、楽人組織が立て直された江戸時代初期の京都市中の楽人の住居をたどる論考発表したことがある（寺内 二〇一〇a）。ここでは、楽人たちが、家、親戚ごとに比較的集まって住ん

でいたこと、御所の北、西、南など、いずれも徒歩で五分から三〇分圏内に住んでいたことなどが判明した。本稿ではさらに、辻家の「楽所録」第九六冊「春日祭御用之記」により、幕末の楽人の住居をたどってみよう。まず九月十日と九月十九日に四辻殿へ差し遣わした交名によって、配役がわかる。（一）内は筆者の補である。

九月十日

春日祭参勤舞人

正五位下右近衛将監（辻）近陳

正五位下右近衛将監（芝）葛忠

従五位下右近衛将曹（漣）近頭

正六位下右近衛将曹 藤原（芝）直温

正六位下右近衛将曹 狛（辻）近成

正六位下左近衛将監 大神章愛

九月十九日

陪従（笛、箏、南都方）

笛 正五位下左近衛将監（上）真節

箏 正五位下左近衛将監（漣）光張

歌 正五位下右近衛將監 (多) 忠克

歌 從五位下左近衛將監 (多) 忠賀

歌 從五位下右近衛將曹 (多) 忠古

和琴 正六位下左近衛將曹 多久隨

琴持 從五位上右近衛將曹 (多) 久康

琴持 從五位上左近衛將曹 (多) 節長

加陪從

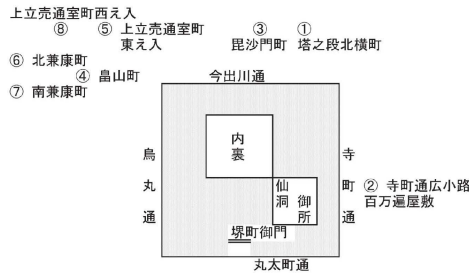
從五位上左近衛將曹 (多) 忠功

從五位下右近衛將曹 (多) 忠廉

さらに、十月廿二日、四辻殿に舞人・陪從の住居、宿所の届け出があった。それぞれの場所に、一人あたり二五人の人足を差し向けてもらうためである。この時は、①塔之段北横町、②寺町通広小路百万遍屋敷、③塔之段毘沙門町、④今出川通室町西え上ル畠山町、⑤上立売通室町東え入、⑥今出川通新町西え上ル南兼康町、⑦同町北兼康町、⑧上立売通室町西え入、の八カ所に人足が派遣された。それぞれの位置関係は、図九の通りである。もちろん、楽人の住居はこれですべてではないが、その一端を知る史料として、この記録はたいへん価値が

あると言えよう。以下、それぞれの場所に誰が住んでいたのかを検証してみよう。

図九 慶応元年、舞人・陪從地図



各舞人、楽人の名前は、名字と官職しか示されていないので、前掲、辻家「楽所録」中の「官位次第」の慶応元年条と照らして、個人を特定し、以下()内に記す。

①塔之段北横町

人足廿五人 上左近将監(真節 笛)

塔之段北横町は、現在も御所の北側にある町名である。③の塔之段毘沙門町は、その西側である。今次の春日祭に参加している上家の楽人は、前掲の交名によれば真節(一八二五〜一八九五)である。真節の息子・真行(一八五一〜一九三七)は、明治になってから音楽取調掛御用となったが、そのときの履歴書に「塔之段北横町生」とあるので、符合する(東京藝術大学百年史編集委員会 一九八七・二七三)。

②寺町通広小路百万遍屋敷

人足廿五人 辻右近将監(近陳 舞)

人足廿五人 芝右近将監(葛忠 舞)

人足廿五人 辻右近将曹(近成 近陳男 舞)

右人足合七拾五人 辻右近将監(近陳)宅え

寺町広小路百万遍屋敷は、現在の御所東側の荒神口通と中御霊社の間に位置する一郭である。古地図による

と、武家や公家屋敷が入り交じっており、その中の数件に「御所役人」の文字が見える。どれかが「近陳記」を記した在京南都方の辻近陳の住居と思われる。ここには三人の舞人の名前が見えるが、辻右近将曹は、近陳の息子・辻近成(一八五三〜一八七三)である。芝葛忠(一八一二〜?)は、普段は奈良に住んでいる在京南都方であるが、御所での儀式、行列に参加するために、上京し、近陳宅に寄宿していたものと思われる。

③塔之段毘沙門町 漣甲斐守方(漣近俊)

人足廿五人 漣左近将監(光張 近俊男 箆簾)

人足廿五人 漣右近将曹(近頭 近俊三男 舞)

人足廿五人 中左近将監(章愛 舞)

右人足七十五人 漣甲斐守宅え

塔之段毘沙門町は、前出の塔之段北横町の西隣である。ここには、在京南都方の漣甲斐守近俊(一八〇三〜一八七三)が住んでいた。漣左近将監は近俊の息子・光張(一八二七〜一八九二)、漣右近将曹は、近俊の三男・近頭(一八四五〜一八七〇)である。中左近将監は、ふ

だんは南都に住んでいる中（大神）章愛（一八一四〜一八八八）のことである。やはり、舞人として御所での儀式、行列に参加するために上京したものと思われる。ちなみに、同じく「春日祭御用之記」の慶応三（一八六七）年春日祭の記録によると、灌甲斐守近俊の住居は、塔之段毘沙門町二丁目で、同じく在京南都方の奥丹波守好学が、同三丁目に住んでいたことがわかる。

④今出川通室町西え上ル畠山町 多阿波守方（多忠以）

人足廿五人 多右近将監（忠克〓忠以男 歌）

同町 東儀近江守方（東儀文均）

人足廿五人 芝右近将曹（直温〓文均男 舞）

今出川通と室町通の交差点から西へ行ったところ、今出川通の北側に畠山町はある。現在の上京区役所付近である。ここには文均が住んでいた。芝右近将曹は、文均の次男、直温（一八五〇〜一九〇〇）である（当時一五歳）。多阿波守（多忠以）（一八〇八〜一八七九）も近所に住んでいた。多右近将監は、忠以の息子の忠克（一八二八〜一八九六）のことである。

⑤上立売通室町東え入 多安芸守方（多久頭）

人足廿五人 多右近将曹（久康〓久頭次男 琴持）

人足廿五人 多左近将曹（節長〓久頭五男 琴持）

右人足合五十人 多安芸守方え

多安芸守とは多久頭（一八〇二〜一八八九）のことである。久頭は長らく三河守であったが、この祭の直前の元治二（一八六五）年に安芸守に任じられた。「多右近将曹」は、じつは、この春日祭の記録にはもう一人登場し（北兼康町在住、⑦参照）、個人名が特定しづらいが、すでに見たように、父子で同居することが多いので、この場合、多久頭の次男の多右近将曹久康（一八三四〜一九〇三）と同定した。同様に「多左近将曹」も他に二人ほど見られるが（⑥、⑦参照）、同じ理由で、⑤の「多左近将曹」を多久頭の五男・節長（一八三八〜一九一七）と同定した。

⑥今出川通新町西え上ル南兼康町

人足廿五人 多左近将曹（忠功 加陪従）

南兼康町は、畠山町をさらに二町ほど西に行ったところで、今出川通の北側が北兼康町、南側が南兼康町である。ここに住んでいた「多左近将曹」は、多久随か忠功のどちらかだが、次の⑦に出て来る「多左近将曹」が多久随の可能性が高いので、南兼康町の多左近将曹は忠功（一八四二〜一九二五）としておく。

⑦同町北兼康町 多撰津守方（多忠壽）

人足廿五人 多左近将監（忠賀〓忠壽男 歌）

同町 多肥後守方（多忠愛）

人足廿五人 多右近将曹（忠廉〓忠愛次男 加陪従）

同町

人足廿五人 多左近将曹（久随〓久寛男、実忠壽男

和琴）

北兼康町には、多撰津守忠壽（一八一八〜一八七三）と多肥後守忠愛（一八一〜一八八〇）が住んでいた。「多撰津守方」の「多左近将監」は忠壽の息子・忠賀（一八四三〜一八九六）、「多肥後守方」の「多右近将曹」は忠愛の息子・忠廉（一八四五〜一九二六）と考えられ

る。もう一人、同町に住んでいた「多左近将曹」は久随（一八五〇〜一九二四）と考えられる。久随は多久寛を継いでいる（養子）が、実父は忠壽なので、同じ町内に住んでいてもおかしくない。

⑧上立売通室町西え入 多備前守方（多忠誠）

人足廿五人 多右近将曹（忠古〓忠誠男 歌）

「上立売通室町西え入」は、現在の上立売町付近と思われる。ここには、多備前守忠誠（一八一〜一八七四）と、息子（養子）の忠古（一八四五〜一九〇一）が住んでいた。

筆者は実際に何カ所かこれらの楽人の住居跡を訪ねたが、ほとんどの場合、楽人は市中の町家にまぎれて居を構えており、意外に狭い通りに住んでいることが多い。そのような場所に人足が数十名も押し掛けるとなると、おそらく、かなりの喧騒と混乱状態になると思われるが、そのことが返って来るべき祭の盛儀を予感させる重要な要素として機能していたのかもしれない。

以上、本稿では、本論と付記において、祇園臨時祭の

細かい次第、行列の道順、楽人の住居を検証した。これらは、一見どうでもよい瑣末なデータに見える。しかし、こうした細部からこそ浮かびあがるパフォーマンスの「手触り」がある。楽人日記の記述の内容、視点の相違も、各々の儀式との関わり方に由来している。また、筆者は儀式執行の場所、行列のルート、楽人の住居等、「空間」にも強い関心を抱いているが、これは、それぞれの手続きを執行する場所が視覚的景観、音の景観を創出する上で大きな意味を持つと考えるからである。パフォーマンスは空間があつて成立する。内裏のどこで行われるのか、どのようなルートで行列は市中を巡るのか、祇園社のどこで何が演じられるのか。そして、中のあちこちに点在する楽人住居への人足の派遣は、来るべき壮麗な儀式の予兆的景観を創り出す。これは楽人の立場からすると、日常からハレの場への変転の契機ともなる。

幕末の諸社の祭礼復興は、京都が帝都であつた時代の最後の残照を映している。朝廷からの勅使、楽人を派遣する京都の祭礼は、「文均日記」や「楽所録」によれば、明治二（一八六九）年まで存続したようだが、その後、

東京遷都、楽人の東上、神仏分離などによつて中止または大きな変更を余儀なくされる。やがて訪れる新しい時代の中で、諸社の儀礼は、過去から何を継承し、何をあらたに創り出したのか。機会があればまた論じたい。

注

一 堀河天皇（一〇七九—一一〇七）の御代、京都方の多資忠が娘婿の山村正連（南都右舞人）に伝承をめぐるトラブルから殺害された折、資忠が伝承していた神楽歌と左舞の〈胡飲酒〉（採桑老）の伝承が断絶しそうになつた。これを憂えた天皇が、天王寺の秦氏が伝承していた〈胡飲酒〉（採桑老）を、資忠の幼い息子たちに伝承させたことが楽書『教訓抄』などに見える。しかし、このような措置は例外的なもので、常には天王寺の伝承は京都、南都とは別に保たれていたとされる。

二 安政四（一八五七）年から明治二（一八六九）年までの官位が記されている。

三 ちなみに、「文均日記」によると、文均は今出川／室町西、畠山町に住んでいたが（現・上京区役所付近）、このとき、親戚の東儀文静一家とともに、家族を郊外の

西加茂に避難させている（七月一九日条）。

四 陪従の笛、箏篋は、京都市、南都方で交代で勤めていた。

五 祇園社の社僧、社人は、臨時祭再興にあたり、傳奏を通じて朝廷に官位を申請することになっていた（伴二〇〇二、三頁）。

六 六月四日条に「執 奏家江社中官位之儀ニ付、御出。其節、来ル十七日卯半刻、樂器為申出、執 奏家江社代可被出、添使ニ而御樂器所江請取書持參之由候事」とある。

七 それぞれの専門は、辻家『官位次第』や「文均日記」の儀式での上演記録などに基づき、判断した。

八 維新後の公家屋敷撤去により、これらの通、町名は今日では失われている。

九 「近陳記」「文均日記」では、時刻は単に「〇刻」のようなおおざっぱな表記が多いが、「祇園社務家日記」では、「〇刻」「〇上刻」「〇半刻」「〇下刻」など細かい表記があり、ここでは仮に三〇分刻みの時間割で示した。

一〇 現在は失われているが、幕末には、南楼門の北に

中門があり、両脇に日光社と月光社があった（元治元年（二八六四）年発行の『花洛名勝図会』参照）。

一一 記述はないが、おそらく、本殿の前庭、舞殿の周囲を廻ったものと思われる。

一二 前述した通り、官庫から借り出した太鼓、鉦鼓は、道行、立奏用の荷太鼓、荷鉦鼓である。

一三 現行の曲目は、ここに揚げたものだが、平安時代には、倍以上の曲目が伝承されていた。

一四 祇園臨時祭は、この後、明治二年までこの様式で続けられるが、東遊舞人はいずれも南都方から出ている（「近陳記」）。

一五 文均日記、第二三冊（慶応元年一月）七日晴辰 直温参向付、各入来之稽古相休。八日雨己巳 南都

参向支度、家内中取掛候事。十日晴辛未 酉剋神事入。夕方より河州手伝入来。昌次丈実母、菌防州、同手伝入

来。各急而相頼置被事。子剋比、近衛使油小路殿里亭へ出仕。河州、文言、後見相添。

一六 国際日本文化研究センター所蔵の「禁裏を中心とした旧京都図」（成立年代不明、地図番号 002813285）

による。

参考文献

蒲生美津子

一九八九「御神楽」の項、『日本音楽大事典』東京、

平凡社、三八四～三八六。

塚原康子

二〇〇九『明治国家と雅楽…伝統の近代化／国家の創

成』東京、有志舎。

寺内直子

二〇一〇 a 「江戸時代における雅楽伝承の流派（序

説）』慶長八年京都楽人地図』『日本文化論年報』

一三、二一～四二。

二〇一〇 b 「東儀兼頼撰『龍笛吹艶之事』と江戸時代

初期の龍笛の系統」『国際文化化学研究』三四…一

四三。

東京藝術大学百年史編集委員会編

一九八七『東京藝術大学百年史 東京音楽学校編 第

一卷』東京、音楽之友社、二七三頁。

西山松之助

一九八二『家元の研究』（『西山松之助著作集』第一

巻）東京、校倉書房。

伴 五十嗣郎

二〇〇二「慶応元年臨時祭御再興 祇園社務家日記」

『神道史研究』五〇（二）…二〇～八九。

平出久雄

一九四〇 a 「徳川時代雅楽家の経済的一断面（二）

徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」『歴史と

国文学』二二（三）…四六～六〇。

一九四〇 b 「徳川時代雅楽家の経済的一断面（二）

徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」『歴史と

国文学』二二（六）…二九～五〇。

一九四〇 c 「徳川時代雅楽家の経済的一断面（三）

徳川幕府が雅楽家に与へた庇護に就いて」『歴史と

国文学』二三（一）…一～二四。

一九五七／一九八九「日本雅楽相承系譜」『音楽事典』

付録（『日本音楽大事典』一九八九に再録）平凡社。

一九五九 a 「江戸時代の宮廷音楽再興覚え書」特に催

馬楽・東遊・久米舞について」『楽道』二二二…八

～一一。

一九五九 b 「江戸時代の宮廷音楽再興覚え書（二）

特に催馬楽・東遊・久米舞について」『楽道』二二二

三・四〜七。

一九五九c 「江戸時代の宮廷音楽再興覚え書(三)」

特に催馬楽・久米舞について」『楽道』二一四：四

〜七。

一九五九d 「江戸時代の宮廷音楽再興覚え書(四)」

特に催馬楽・久米舞について」『楽道』二一五：一

二〜一五。

南谷美保

一九九〇 「安土桃山時代の雅楽楽人について」『四

王寺国際仏教大学短期大学部紀要』三〇：一〜二〇。

一九九七 「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第」『楽

所日記』に基づく一考察」『四天王寺国際仏教大学

紀要』文学部第二九号：二一八〜二三九。

二〇〇六 「『京不見御笛』当役をめぐる争い―江戸時

代天王寺楽所における笛の家」『四天王寺国際仏教

大学紀要』四二：二一〜四一。

古文書

『楽家録』安倍季尚著、一六九〇(『日本古典全集』正

宗敦夫編、日本古典全集刊行会、一九三五)(復刻版、

東京、現代思潮社、一九七七)。

『樂所日記』第二二卷、第二三卷、東儀文均撰、(国会

図書館蔵、請求番号：214/37/101)。

『樂所録』第九五冊「官位次第」辻家撰、国会図書館蔵

(請求番号：189/101/315)。

『樂所録』第九六冊「春日祭御用之記」辻家撰、国会図

書館蔵(請求番号、同前)

『樂所録』第一〇〇冊「祇園社臨時祭之記」辻家撰、国

会図書館蔵(請求番号、同前)。

『狛氏新録』「禁裏三方楽人之事」写本、国会図書館蔵

(二冊)(マイクロフィルム請求番号 YD-古-5649)、

活字本、『古事類苑』楽舞部十「楽人」(神宮司庁編、

第四版、一九〇九、復刻版、吉川弘文館、一九八四)。

『地下家伝』(『日本古典全集』正宗敦夫編、日本古典全

集刊行会、一九三七)(復刻版、東京、現代思潮社、

一九七八)。

表二 慶応元(1865)年六月廿二日 再興祇園臨時祭の進行表

原則として、原文通り(但し句読点を付す)表記する(原文の割り書きの部分は[]に入れて表記)。
 ただし、時刻、人名、担当楽器等は適宜()内に補った。
 近陳日記=伯氏(辻家)『楽所録』中「祇園臨時祭之記」(慶応元年)より。
 文均日記=『楽所日記』二十三、慶応元年六月廿二日条より。

近陳日記	文均日記
【参勤者】 舞人：近陳、行業、葛忠、高範、高節、近頭 陪従：景典(笛)、季資(箏篋)、忠壽(歌)、久随(和琴)、節文、久臈(琴持)、忠功(人長)	舞人：近陳、行業、葛忠、高範、高節、近頭 陪従(地下)：景典(笛)、季資(箏篋)、忠壽(歌)、久随(和琴)、節文、久臈(琴持)、忠功(人長) 陪従(殿上)：高野保建、綾小路有良 勅楽：則賢、文均、忠誠、昌長、真節、文靜、光張、忠克、久康、季節、忠古、景順、季員、廣臈、廣胖 召人(神要)：久頭、忠惟、忠以、忠愛、季恩、基量
【事前準備】 五月廿八日 祇園社臨時祭御再興被 仰付、舞人六人参勤。惣而、北野臨時祭順例。陪従箏篋ハ今年ハ京方。	閏五月九日 (安倍季資、山井景典から東儀文均、澹光張あて)「來六月廿二日 祇園社臨時祭可被行 勅楽参向之案、今日伺。交名可差出旨、被 仰渡候間、三方九人、方三三人宛、現出仕之事、御達可有之。且、御参向之人々、午廻景典宅へ可参給仍而申入候也。」(中略)右之趣、両家へ参否相尋。予、昌長、文靜参勤之趣、山井家へ申入候也。 六月四日 作州(多忠惟)、備州(澹光張)方、昨日四辻殿より御達之儀ニ付、相違参。祇園社執行与楽器拝借之出納日限、來十七日廿五日[辰刻]治定之趣、四辻殿江言上参殿。
六月十七日 装束出シニ付、辰刻(8時頃)官庫江出仕。今日催シ。四辻殿御届、並業屋奉行へ往來。(中略)舞人装束六人前持掃り、夫々分配之事。	六月十七日 四辻殿へ御鍵申出。官庫装束出々勤。八田出勤。一鼓、荷太鼓、鉦鼓、八田へ相渡。執奏御使へ被相渡候事。舞人、陪従、召人、勅楽、社頭等、口り出席。装束出、昼前退出。
六月十八日 昼後、舞合並為申合。於宅、舞人六人別々、光張等入來。東遊舞一反。	六月十八日 景典宅。勅楽、神饌等習礼。[音頭]則賢、[音頭]真節、[音頭]光張、[一鼓]文均、[太鼓]昌長、[音頭]文靜、忠誠、忠克、久康、季節、忠古、[鉦鼓]季員、[音頭]景順、廣臈、廣胖[以上、十五人]樂頭、景典、季資出席。中飯後、酒、肴設有之事。御当日、御習礼等出勤申合之事。未廻比退散畢。夕立。
六月十九日 寅半刻、四辻殿江参上。御馬拝借申請ニ参上。只今、引廻被与也。則六疋、拝借、銘々宅江配之。(中略)卯刻出宅。祇園社内、東梅坊へ参集。舞人、陪従、都合十三人、相揃後、傳奏、奉行へ舞人惣代、予、陪従惣代、景典朝臣、御届ニ参 六月廿日 於綾小路殿、東遊拍子合被催。朝飯後、舞人、陪従一同参上。	六月十九日 寅半廻起。卯廻忠克丈誘引、出宅。僕一人ツツ召連、両掛一荷へ兩人持参衣冠。(中略)舞人、陪従、召人参集。勅楽、則賢、文均、忠克、景順、季員、廣胖出勤。内見、辰刻御始。巳刻相済。各弁当。一社ヨリ水仙粽十五巴。出席六人へ分配。正午
【当日：舞人、陪従ら出勤】 寅刻参。内承明門ヨリ西廻廊江参集。	(文均)丑廻起。朝飯認。安倍因州(季資)陪従参役之衣文。寅刻出勤。山井豫州(景典)同上参役衣文参。卯廻出勤。
奉行江参集御届、非藏人口江銘々参ル。	予(文均)、辰廻社頭下陣宝光院へ出勤。朝飯認。文言(文均息)、多加州(節文)、陪従参役衣文相付、後見ニ而社頭へ参。直温、舞人後見参ル也。
出納、内蔵権頭ヨリ挿花、舞人六人分渡之。四辻殿雜掌江参集揃之旨、申之。内蔵権頭江も相揃之旨、届之事。	
【当日：内裏での儀式】 当日平日(4時頃)奉行、職事、取日時勘文附子噓所簾下奏之。御覽訖、返給於下戸邊、下藏人。々々下出納。藏人奉仕御褻御装束。 使、舞人、陪従等、於右近陳、有御食膳。[今度略之]時刻 出御。[黄櫛袍]着御広席御座。関白塞御簾。藏人頭獻 御笏。 次供御贖物。 次宮主入仙華門、参進、就長橋東妻、進大麻。 藏人頭於長橋上取之。経東實子、就御座、献之。	

<p>次以御手令撫 御 御物之後、藏人頭返賜宮主。 次宮主賜大麻之後着東庭座。 次使入仙華門、參進着座。 次宮主奉仕祓、訖。退出。 陪從於仙華門外、糞物音[到使退出、唱之]。先之舞人、已下參弓場代。 次藏人頭、撒御贖物。 次使起座、就案下、捧御幣。 次有 御拜[令向異給]。 次御拜訖。返置御幣於案上、退去。 次藏人頭申下御笏。 次入御。執政人塞御簾。 先之上卿、以藏人召內記、仰々詞。 次內記持參宣命草、[入宮]。 次上卿、令藏人召職事、內覽。奏聞。 次職事奏聞、訖。返給御清書之事。 次上卿以藏人召內記。仰清書之事。內記持參清書。 次上卿以藏人召職事。奏聞訖、返給。仰仰詞。 次上卿令藏人招召使。 次使入無名門、着小板敷。 次上卿賜 宣命。 次上卿令藏人召內記。返給空宮。 次使經南庭 並 日華門出、左衛門陣引率、舞人、陪從等、向社頭[近衛將為使者、出敷政門]。</p>	
<p>【当日：内裏から社頭への行列ルート】</p>	
<p>從建奉門、南門通西行。薪在家、西院參町、櫻町、堀町、三條、繩手、四條、神幸路、向社頭。</p>	<p>陽明門より南門前、新在家、西院參町、堺町門、三条通、繩手、四条通、八軒、下河原、社頭着。 辰剋下進発、巳剋社頭着。</p>
<p>【当日：社頭之儀】（神事と東遊）</p>	
<p>刻限祠官以下參、賽前。 供神饌[此間奏樂]。</p>	<p>社頭神饌[朝]：忠誠、昌長、真節、文靜、久康、季節、忠占、廣繼</p>
<p>使率舞人、陪從等參向。 先至南鳥居外。舞人下馬。 先弘 御幣櫃、御馬、舞人等、南鳥居内東方、北上西面列立。 次使已下各下馬。使、陪從、人長等、南鳥居内西方、北上東面列立。</p>	<p>巳剋社頭着。</p>
<p>此間、傳奏、奉行参会、宮本具之後、可有參進、令催之。先前弘、次御幣、次和琴、次御馬、次舞人[為先下臈]、次使、次陪從、次人長。 御櫃入南中門、昇居舞殿、北庭中央。和琴留南中門外[頗東方]。舞人率御馬六疋、於南中門外西傍[北上東面、為狭少之間、下臈及斜]。使入南中門後、更東上、北面列立。 次使入南中門、於西廊舎、解劔洗手[主水司、豫、設廊舎邊役之]。陪從以下、經廻廊、代外東立、舞殿巽庭[南中門内東廊代前、西上北面、人長退立其列末]。別勅歌人立、陪從上頭。此間、内藏官人、史生、衛士等參進。官人取出御幣、渡祠官。々々置幣殿案上。官人、令兒出御幣櫃、於南中門外。 次召祠官給 宣命。祠官參 神殿。</p>	
<p>次祠官還出、申返祝[拍手]。又一人捧官幣、參 神 次使起座、入廊舎、帶劔。 次舞人引廻御馬[三度]。訖、引出南中門外。此間、陪從唱一二歌。 次掃部寮撤 宣命座。次撤幣殿[案]。 次舞人列立、舞殿坤庭[東上北面]。 次使參進、立舞殿巽庭。別勅歌人及び陪從以下、進立使南[北上西面]。 次有東遊事。舞人參舞殿。兩舞了、退出。 次使已下退南門外、至馬場。上頭[東面 居胡床]。 次舞人於南鳥居外、乘馬。至南向北、令馳御馬[為先上臈]。 次使已下入休幕。</p>	

【当日：社頭之儀（つづき）】（勅楽と神宴＝御神楽）	
次勅楽[萬歳楽 延喜楽 賀殿 地久]	未剋相濟。
次掃部寮、敷神宴座。 次主殿官人、焼庭火。	予（文均）、勅楽勤仕後、退出。申刻比帰宅。
次使已下、着庭中座。	神宴、申刻御始。
次人長立行事。 次使已下、下起座[為先下臈]。	
次人長御掃部寮、令敷帙。 次人長召笛、箏、和琴等。訖、着本末座。有縫合。歌人唱庭火。訖、着本末座。	
次使已下、復座。掃部寮撤帙。 次神宴。	
次人長召、才男。先使本末拍子、笛、箏、和琴。	
次使仰星曲。	
次其駒。訖。使已下、各為先下臈起座。	
次使已下、退出。	
次撤神饌。此間奏樂。	夕撤：光張、景順、季員、廣胖出勤（真節、季節、忠古、廣繼不參）
次祠官已下退出。	亥剋比相濟、退散。時々強雨、或晴。